

日知録詁注春秋篇（五）

野間 文史

目次

58	春秋言天之學	59	左氏不必盡信	60	列國官制	61	地名
62	昌歎	63	文字不同				
64	所見異辭【已下公羊傳】	65	紀履緌來逆女	66	母弟稱弟		
67	子沈子	68	穀伯鄆侯書名	69	鄭忽書名		
70	祭公來遂逆王后于紀	71	爭門	72	仲嬰齊卒		
73	隱十年無正【已下穀梁傳】	74	戎殺	75	隕石于宋五		
76	王子虎卒	77	穀梁日誤作日				

53 春秋言天之學

天文五行之學、愈疏即多中、愈密即多不中。春秋時言天者、不過本之分星、合之五行、驗之日食星孛之類而已。五緯之中、但言歲星、而餘四星占不之及、何其簡也。【邵子曰、五星之說自甘石公始。】而其所詳者、往往在於君卿大夫言語動作威儀之間、及人事之治亂敬怠。故其說也易知、而其驗也不爽。揚子法言曰、史以天占人、聖人以人占天。

天文・五行の學は、愈いよ疏なれば即ち中ること多く、愈いよ密なれば即ち中らざること多し。春秋の時に天を言ふ者は、之を分星①に本づけ、之を五行②に合し、之を日食③・星孛④の類に驗するのみ。五緯の中にも、但だ歲星⑤を言ふのみにして、餘の四星の占は之に及ばず。何ぞ其れ簡なるや。【邵子曰はく「五星の説は甘公・石公より始まる」と。】而して其の詳らかにする所の者は、往往君・卿・大夫の言語・動作⑥・威儀の間⑦、及び人事の治亂・敬怠⑧に在り。故に其の説や知り易くして、其の驗や爽はず。揚子法言⑨に曰はく「史は天を以て人を占ひ、聖人は人を以て天を占ふ」と。

①分星　いわゆる「分野説」である。地上の国と天上の二十八宿とが対応すると考えられた。地上を「分野」、天上を「分星」とい、天体の動きと地上の吉凶とを対応させるのである。『左伝』昭公十七年に「冬、有星孛于大辰、西及漢。申須曰『彗所以除舊布新也。天事恒象。今除於火、火出必布焉。諸侯

其有火災乎。梓慎曰『往年吾見之、是其徵也。火出而見。今

茲火出而章。必火入而伏。其居火也久矣。其與不然乎。火出、

於夏爲三月。於商爲四月。於周爲五月。夏數得天。若火作、其

四國當之。在宋衛陳鄭乎。宋、大辰之虛也。陳、大暉之虛也。

鄭、祝融之虛也。皆火房也。星李天漢。漢、水祥也。衛、顛頊

之虛也。故爲帝丘。其星爲大火。水、火之牡也。其以丙子若壬

午作乎。水火所以合也。若火入而伏、必以壬午。不過其見之

月』とある。また57の注①参照。

②五行 ①参照。

③日食 昭公二十一年經「秋、七月、壬午朔、日有食之。八月、

乙亥、叔輒卒」の『左伝』に「秋、七月、壬午朔、日有食之。

公問於梓慎曰『是何物也。禍福何爲』。對曰『二至二分、日有

食之、不爲災。日月之行也、分同道也、至相過也。其他月則爲

災。陽不克也。故常爲水』。於是叔輒哭日食。昭子曰『子叔將

死。非所哭也』。八月、叔輒卒』とある。

④星李 『左伝』文公十四年に「有星孛入于北斗。周内史叔服曰、

不出七年、宋、齊、晉之君皆將死亂』とある。また①参照。

⑤但言歳星 緯書中に「歳星」の記事は多く、また次の『尚書考

靈曜』(安井・中村『重修緯書集成』による)の例のように、顧氏

の「但だ歳星を言ふのみ」のものではないようである。

・歳星木精、熒惑火精、鎮星土精、太白金精、辰星水精也。

・歳星得度、五穀孳。熒惑順行、甘雨時。鎮星得度、地無災。太

白出入當、五穀成熟、人民昌。

⑥邵子 邵康節『皇極經世書』觀物篇卷九に見える。

⑦言語・動作 『左伝』昭公十一年に「單子會韓宣子于戚。視下

言徐。叔向曰『單子其將死乎。朝有著定、會有表、衣有綸、帶

有結。會朝之言、必聞于表著之位、所以昭事序也。視不過結綸

之中、所以道容貌也。言以命之、容貌以明之。失則有闕。今單

子爲王官伯而命事於會。視不登帶、言不過步、貌不道容、而言

不昭矣。不道・不共・不昭・不從、無守氣矣』とある。

⑧威儀 『左伝』襄公三十一年に「衛侯在楚。北宮文子見令尹圍

之威儀、言於衛侯曰『令尹似君矣。將有他志。雖獲其志、不能

終也。詩云、靡不有初、鮮克有終。終之實難。令尹其將不免』。

公曰『子何以知之』。對曰『詩云、敬慎威儀、惟民之則。令尹

無威儀、民無則焉。民所不則、以在民上、不可以終』とある。

⑨治亂・敬怠 人物の敬怠の態度が治乱に結びつけられた記事は

『左伝』中に多く見られる。

・宣公十五年「晉侯使趙同獻狄俘于周、不敬。劉康公曰『不及十

年、原叔必有大咎。天奪之魄矣』

・襄公二十一年「會於商任、錮欒氏也。齊侯、衛侯不敬。叔向曰

『二君者必不免。會朝、禮之經也。禮、政之與也。政、身之守

也。怠禮、失政。失政、不立、是以亂也』。

・襄公二十八年「爲宋之盟故、公及宋公・陳侯・鄭伯・許男如楚。

鄭伯不在。伯有廷勞於黃崖。不敬。穆叔曰、伯有無戾於鄭。鄭

必有大咎。敬、民之主也。而棄之、何以承守。鄭人不討、必受

其辜。濟澤之阿、行潦之蘋藻、賓諸宗室、季蘭尸之、敬也。敬

可棄乎』。

・襄公三十一年「冬、十月、滕成公來會葬、惰而多涕。子服惠伯

曰「滕君將死矣。怠於其位、而哀已甚、兆於死所矣、能無從乎」。

⑩揚子法言 後漢・揚雄『法言』卷六・五百篇「或問聖人占天乎。曰占天地。若此則史也、何異。曰史以天占人、聖人以人占天」。

59 左氏不必盡信

昔人所言興亡禍福之故、不必盡驗。左氏但記其信而有徵者爾、而亦不盡信也。三良殉死、君子是以知秦之不復東征。至於孝公而天子致伯、諸侯畢賀、其後始皇遂并天下。季札聞齊風以爲國未可量。乃不久而篡於陳氏。聞鄭風以爲其先亡乎。而鄭至三家分晉之後、始滅於韓。渾罕言、姬在列者、蔡及曹滕其先亡乎。而滕滅於宋王偃、在諸姬爲最後。僖三十一年、狄圍衛。衛遷於帝丘、卜曰三百年。而衛至秦二世元年始廢、歷四百二十一年。是左氏所記之言、亦不盡信也。

昔人の言ふ所の興亡・禍福の故は、必ずしも盡くは驗あらず。左氏は但だ其の「信にして徵有る」①者を記するのみにして、亦た盡くは信ぜざるなり。三良の殉死②するや、「君子は是を以て秦の復た東征せざるを知る」。孝公に至りて、天子伯を致し、諸侯畢く賀し、其の後始皇遂に天下を并はす。季札は齊風を聞きて③以爲へらく「國は未だ暈るべからず」と。乃ち久しからずして陳氏に篡はる。鄭風を聞きて④以爲へらく「其れ先づ亡びんか」と。而るに鄭は三家の晉を分つの後に至りて、始めて韓に滅ぼさる。渾罕⑤言ふ「姫の列に在る者、蔡及び曹・滕は其れ先づ亡びんか」と。而るに滕の宋王偃に滅ぼさるは、諸姫に在りては最後と

爲す。僖三十一年⑥、狄、衛を圍み、衛は帝丘に遷る。トして曰はく「三百年」と。而るに衛は秦二世元年に至りて始めて廢せられ、四百二十一年を歴たり。是れ左氏の記する所の言は、亦た盡くは信ならざるなり。

①信而有徵 『左伝』昭公八年に叔向の言葉として、「子野之言、

君子哉。君子之言、信而有徵、故怨遠於其身。小人之言、僭而無徵、故怨咎及之」とある。「信（信実）」であつて徵（証拠・裏づけ）がある」の意。この語は後に清朝考証学のスローガンのひとつとして有名となつた。

②三良殉死 『左伝』文公六年「秦伯壬好卒。以子車氏之三子、

奄息・仲行・鍼虎爲殉。皆秦之良也。國人哀之、爲之賦黃鳥。君子曰『秦穆之不爲盟主也、宜哉。死而弃民。先王違世、猶諒之法。而況奪之善人乎。詩曰、人之云亡、邦國殄瘁、無善人之謂。若之何奪之。古之王者知命之不長。是以並建聖哲。樹之風聲。分之采物。著之語言。爲之律度。陳之藝極。引之表儀。予之法制。告之訓典。教之防利。委之常秩。道之以禮制。使無失其土宜。衆隸賴之。而後即命。聖王同之。今縱無法以遺後嗣、而又収其良以死。難以在上矣』。君子是以知秦之不復東征也」。

しかし秦のその後については、『史記』秦本紀に「孝公十九年、天子致伯、二十年、諸侯畢賀」、また「秦王政立二十六年、初并天下爲三十六郡、號爲始皇帝」とある。

③季札聞齊風 『左伝』襄公二十九年「爲之歌齊。曰美哉。泱泱乎大風也哉。表東海者、其大公乎。國未可量也」。しかし齊の

その後については、『史記』齊太公世家に「康公二十六年、康公卒、呂氏遂絶其祀。田氏卒有齊國、爲齊威王、彊於天下」とあるように、田氏に篡奪された。

④鄭風 『左伝』襄公二十九年「爲之歌鄭。曰美哉。其細已甚。民弗堪也。是其先亡乎」。鄭のその後について『史記』鄭世家に「鄭君乙二十一年、韓哀侯滅鄭、并其國」とある。

⑤渾罕 『左伝』昭公四年「鄭子産作丘賦。國人謗之。曰其父始於路、己爲蠶尾。以令於國。國將若之何。子寬以告。子産曰、何害。苟利社稷、死生以之。且吾聞爲善者不改其度。故能有濟也。民不可逞、度不可改。詩曰『禮義不愆、何恤於人言』。吾不遷矣。渾罕曰、國氏其先亡乎。君子作法於涼、其敝猶貪。作法於貪、敝將若之何。姬在列者、蔡及曹滕其先亡乎。偪而無禮。鄭先衛亡。偪而無法。政不率法、而制於心。民各有心。何上之有」。

蔡のその後について『史記』管蔡世家に「侯齊四年、楚惠王滅蔡、蔡侯齊亡、蔡遂絶祀」とあり、また曹のその後について『史記』管蔡世家に「伯陽十五年、宋滅曹、執曹伯陽及公孫彊以歸而殺之、曹遂絶其祀」とある。いずれも春秋時代の滅亡である。

これに対して滕のその後については、『春秋正義』隱公七年「滕侯卒」の条に、

譜云「滕姬姓。文王子錯叔繡之後。武王封之居滕。今沛郡公丘縣是也。自叔繡至宣公、十七世乃見春秋。隱公以下、春秋後六世、而齊滅之」。世本云「齊景公亡滕」。案齊景

之卒、在滕隱之前、世本言「隱公之後、仍猶六世爲君」、而云「齊景亡滕」、爲謬何甚。服虔昭四年注亦云「齊景亡滕」、是不考校而謬言之。地理志云「沛郡公丘縣、故滕國也。周文王子錯叔繡所封。三十一世爲齊所滅」。

とあるように、滕は六國時代に入つて齊に滅ぼされている。したがつて、ここで顧氏が「滕滅於宋王偃」と述べる根拠が分らない。

⑥僖三十一年 『左伝』僖公三十一年に「冬、狄圍衛。衛遷于帝丘。卜曰、三百年。衛成公夢康叔曰、相奪予享。公命祀相。寧武子不可曰、鬼神否其族類、不歆其祀。杞鄆何事。相之不享、於此久矣。非衛之罪也。不可以間成王周公之命祀、請改祀命」とある。

衛のその後について『史記』衛康叔世家に「君角九年、秦并天下、立爲始皇帝。二十一年、二世廢君角爲庶人、衛絶祀」とある。

「補説」『左伝』の予言記事と戦国時代の史実との関係を根拠に著作年代を推定するという方法は、この顧氏の指摘に始まり、近時の研究でも盛んに行われた。鎌田正氏『左傳の成立と其の展開』（大修館書店 一九六三）・趙光賢『《左傳》編撰考』（中國歴史文獻研究集刊一九八一年・第二集）・楊伯峻『春秋左傳注』前言（中華書局 一九八一第一版）等。最近のものとしては吉本道雅氏『左伝成書考』（立命館東洋史學第25號 二〇〇二）がある。

60 列國官制

春秋時列國官名、若晉之中行、宋之門尹、鄭之馬師、秦之不更庶長、皆他國所無。而楚尤多。有莫敖、令尹、司馬、太宰、少宰、御士、左史、右領、左尹、右尹、連尹、鍼尹【宣公四年、有箴尹克黃、哀公十六年、有箴尹固。疑即鍼尹。】、寢尹、工尹、卜尹、芋尹【陳有芋尹蓋。】、藍尹、沈尹、清尹、莠尹、囂尹、陵尹、郊尹、樂尹、宮廐尹、監馬尹、揚豚尹、武城尹。其官名大抵異於他國。【宋有楮師、而鄭亦有之。昭公二年、子皙請以印爲楮師。】

春秋時の列國の官名の、晉の中行、宋の門尹、鄭の馬師、秦の不更・庶長の若きは、皆な他國に無き所。而して楚に尤も多し。莫敖・令尹・司馬・太宰・少宰・御士・左史・右領・左尹・右尹・連尹・鍼尹【宣公四年に箴尹克黃有り、哀公十六年に箴尹固有り。疑ふらくは即ち鍼尹なり。】・寢尹・工尹・卜尹・芋尹【陳に芋尹蓋有り。】・藍尹・沈尹・清尹・莠尹・囂尹・陵尹・郊尹・樂尹・宮廐尹・監馬尹・揚豚尹・武城尹有り。其の官名は大抵他國に異れり。【宋に楮師有り、而して鄭にも亦た之れ有り。昭公二年、子皙、印を以て楮師と爲さんことを請ふ。】

「補説」清・顧棟高『春秋大事表』には「春秋列國官制表」があつて、「列國互有之官」として周・魯・宋・晉・齊・楚・鄭・呉といった諸國の官職が対照表にされており、その後「一國獨有之官」が各国別に挙げられている。

顧炎武の本条の指摘は、楚の官職名の特異性である。

61 地名

左傳成公元年、戰於鞏、入自丘輿、注云齊邑。三年、鄭師禦晉、敗諸丘輿、注云鄭地。哀公十四年、阮氏葬諸丘輿、注云阮氏魯人也。泰山南城縣西北有輿城。又是魯地。是三丘輿爲三國地也。文公七年、穆伯如莒洩盟、及鄆陵、注云莒邑。成公十六年、戰於鄆陵、注云鄭地、今屬潁川郡。是二鄆陵爲二國地也。襄公十四年、伐秦至於城林、注云秦地。十六年、次于城林、注云許地。是二城林爲二國地也。襄公十七年、衛孫蒯田于曹隧、飲馬于重丘、注云曹邑。二十五年、同盟於重丘、注云齊地。是二重丘爲二國地也。定公十二年、費人北、國人追之、敗諸姑蔑、無注、當是魯地。哀公十三年、彌庸見姑蔑之旗、注云越地、在東陽大末縣。是二姑蔑爲二國地也。地名孟者有五。僖公二十一年、宋公楚子陳侯蔡侯鄭伯許男曹伯會于孟、宋之孟也。定公八年、單子伐簡城、劉子伐孟、以定王室、周之孟也。十四年、衛太子蒯聵獻孟於齊、衛之孟也。而晉則有二孟。昭公二十八年、孟丙爲孟大夫。今太原孟縣。哀公四年、齊國夏伐晉、取邢任欒郟逆時陰人孟壺口。此孟當出邢洛之間。

州國有二。桓公五年、州公如曹。注、州國在城陽淳于縣。十一年、鄭人將與隨狡州蓼伐楚師。注、州國在南郡華容縣東南。

*世界書局本は「秦」を「秦」に誤る。

左傳成公元年「鞏に戦ひ、丘輿より入る」の注に云ふ「齊の邑」と。三年「鄭師 晉を禦ぎ、諸を丘輿に敗る」の注に云ふ「鄭の地」と。哀公十四年「阮氏、諸を丘輿に葬る」の注に云ふ「阮氏は

魯人なり。泰山南城縣の西北に輿城有り」と。又た是れ魯の地なり。是れ三丘輿は三國の地爲るなり。文公七年「穆伯、莒に如きて盟に洩み、鄆陵に及ぶ」の注に云ふ「莒の邑」と。成公十六年「鄆陵に戦ふ」の注に云ふ「鄭の地、今は潁川郡に屬す」と。是れ二鄆陵は二國の地爲るなり。襄公十四年「秦を伐ちて域林に至る」の注に云ふ「秦の地」と。十六年「域林に次す」の注に云ふ「許の地」と。是れ二域林は二國の地爲るなり。襄公十七年「衛の孫蒯、曹隧に田し、馬を重丘に飲す」の注に云ふ「曹の邑」と。二十五年「重丘に同盟す」の注に云ふ「齊の地」と。是れ二重丘は二國の地爲るなり。定公十二年「費人北げ、國人之を追ひ、諸を姑蔑に敗る」には注無きも、當に是れ魯地なるべし。哀公十三年「彌庸、姑蔑の旗を見る」の注に云ふ「越の地、東陽大末縣に在り」と。是れ二姑蔑は二國の地爲るなり。

地の孟と名づくる者に五有り。僖公二十一年「宋公・楚子・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男・曹伯、孟に会す」るは宋の孟なり。定公八年「單子、簡城を伐ち、劉子、孟を伐ちて以て王室を定む」るは周の孟なり。十四年「衛の太子蒯聳、孟を齊に獻ず」るは衛の孟なり。而して晉には則ち二孟有り。昭公二十八年①「孟丙、孟大夫と爲る」は今の太原孟縣なり。哀公四年②「齊の國夏、晉を伐ちて、邢・任・欒・鄆・逆時・陰人・孟・壺口を取る」は、此の孟は當に邢洛の間に出づべし。

州國に二有り。桓公五年「州公、曹に如く」の注に「州國は城陽淳于縣に在り」とあり。十一年「鄆人將に隨・狡・州・蓼と楚師を伐たんとす」の注に「州國は南郡華容縣東南に在り」とあり。

①昭公二十八年 『左伝』昭公二十八年。杜預注に「太原孟縣」とある。

②哀公四年 『左伝』哀公四年。杜預注に「八邑晉地也。欒在趙國平棘縣西北。鄆即高邑縣也。路縣東有壺口關」とある。

62 昌歎

僖公三十年、王使周公閱來聘、饗有昌歎、白黑形鹽。注曰、昌歎昌蒲菹。而釋文歎音在感反。正義曰、齊有鄆歎、魯有公父歎。【文公十七年、周甘歎敗戎于邲垂。】其音爲觸。說文、歎盛氣怒也。從欠蜀聲。此昌歎之音、相傳爲在感反。不知與彼爲同爲異。今攷顧氏玉篇有歎字、徂敢切、昌蒲俎也。然則傳之昌歎正合此字。而唐人已誤作歎【廣韻亦誤作歎。】是知南北之學、陸孔諸儒、猶有不能偏通。哀公二十五年、若見之、君將設穀之、今本作穀。廣韻注曰、說文從口。蓋經典之誤文、不自天寶開成始矣。

襄公二十四年、日有食之。正義曰、此與二十一年、頻月日食、理必不然。但其字則變古爲篆、改篆爲隸。書則縑以代簡、紙以代縑。多歷世代、轉寫謬誤、失其本真。後儒因循、莫能改易。此通人之至論。攷魏書江式言、魯共王壞孔子宅、得尚書春秋論語孝經。又北平侯張倉獻春秋左氏傳。書體與孔子相類。世謂之古文。自古文以至於今、其傳寫不知幾千百矣、安得無誤。後之學者、於其所不能通、必穿鑿而曲爲之說。其爲經典之害也甚矣。

古之教人、必先小學。小學之書、聲音文字是也。顏氏家訓曰、夫文字者墳籍根本。世之學徒多不曉字。讀五經者、是徐邈而非許慎。習

賦誦者、信褚詮而忽呂忱。明史記者、專皮鄒而廢篆籀。學漢書者、悅應蘇而略蒼雅。不知書音是其枝葉、小學乃其宗系。吾有取乎其言。

僖公三十年「王周公閱をして來聘せしめ、饗に昌歎・白黑・形鹽有り」の注に曰はく「昌歎は昌蒲菹」と。而して釋文にては「歎の音は在感の反」と。正義に曰はく「齊に邴歌有り、魯に公父歌有り。【文公十七年、周の甘歌、戎を邴垂に敗る。】其の音を觸と爲す。說文にては『歎は盛氣怒するなり。欠に従ひ蜀の聲』なり。此の「昌歎」の音、相傳へて『在感の反』と爲す。彼と同じ爲るか異爲るかを知らず」と。今、顧氏の玉篇を攷するに「歎」字有りて、「徂敢の切、昌蒲菹なり」と。然らば則ち傳の「昌歎」は正に此の字に合す。而るに唐人已に誤りて「歎」に作る。【廣韻も亦た誤りて歎に作る。】是れ知りぬ、南北の學、陸・孔の諸儒も猶ほ徧なく通ずる能はざることを有るを。哀公二十五年「若し之を見れば、君將た之を穀せん」は、今本にては「穀」に作る。廣韻注に曰はく「說文は口に從ふ」と。蓋し經典の誤文は天寶・開成①より始まらざるなり。襄公二十四年「日之食すること有り」の正義に曰はく「此と二十一年とは頻月に日食するも、理として必ず然らず。但だ其の字は則ち古を變じて篆と爲し、篆を改めて隸と爲す。書は則ち縑以て簡に代へ、紙以て縑に代ふ。世代を歴ること多ければ、轉寫に謬誤ありて、其の本眞を失ふ。後儒因循して、能く改易する莫し」と。此れ通人の至論なり。攷ふるに魏書②に江式言ふ「魯共王孔子の宅を壞して、尚書・春秋・論語・孝經を得たり。又た北平侯の張倉、春秋左氏傳を獻ず。書體は孔子と相類す。世之を古文と謂

ふ」と。古文より以て今に至るまで、其の傳寫すること幾千百なるかを知らず、安んぞ誤り無きを得んや。後の學者、其の通ずる能はざる所に於て、必ず穿鑿して曲げて之が説を爲すこと、其の經典の害と爲るや甚し。

古の人に教ふるや、必ず小學を先にす。小學の書とは、聲音・文字是れなり。顏氏家訓③に曰はく「夫れ文字は墳籍の根本なり。世の學徒には字を曉らざるもの多し。五經を讀む者は、徐邈を是として許慎を非とす。賦誦を習ふ者は、褚詮を信じて呂忱を忽かにす。史記を明らかにする者、皮・鄒を専らにして篆・籀を廢す。漢書を學ぶ者は、應・蘇を悦びて蒼・雅を略す。書音は是れ其の枝葉、小學は乃ち其の宗系なるを知らざるなり」と。吾は其の言に取る有り。

①天寶開成 唐初の貞觀年間に太宗の勅命が下つて、顏師古が「五經定本」を作成し、その四世の孫である顏元孫が師古の字様を整理して『干祿字書』一卷を著した。そして後の張參『五經文字』三卷を経て、文宗（太和・開成）の勅命により、唐玄度が『九經字樣』一卷を著わし、また開成二年の「開成石經」へとたどり着く。

また『新唐書』藝文志によれば、

今文尚書十三卷

開元十四年、玄宗以洪範「無偏無頗」聲不協、詔改爲「無偏無陂」。天寶三載、又詔集賢學士衛包改古文從今文。

とあり、天寶三載の玄宗の詔により、衛包が『尚書』の本文を改めたということである。この間の事情を併せ述べたものであ

ろう。

いわゆる「衛包改字」については小林信明氏『古文尚書乃研究』（大修館書店 一九五九）第三章「衛包改字考」が詳説している。また近時のものとしては野村茂夫氏「古文尚書天寶改字攷」（日本中國學會創立五十年記念論文集 一九九八）が挙げられる。

②魏書 『魏書』卷九十一に見える。ただしその記述は『漢書』藝文志に基づく。

③顔氏家訓 『顔氏家訓』勉學第八。ちなみに晉の徐邈『五經音訓』、後漢の許慎『說文解字』、劉宋の褚誼之には『百賦音』、晉の呂忱『字林』、晉の徐野民（原文「皮」は「徐」の間違ひという）『史記音義』、梁の鄒誕生『史記音』、後漢の應劭『漢書集解・音義』、魏の蘇林『漢書音義』、『三蒼』・『廣雅』の名が見える。

63 文字不同

五經中文字不同多矣。有一經之中而自不同者。如桑葚見於衛詩、而魯則爲黓。鬯弓著於鄭風、而秦則爲輶。左氏一書、其録楚也、遠氏或爲蔦氏、箴尹或爲鍼尹。況於鐘鼎之文乎。記曰書同文、亦言其大略耳。

*原抄本は「鼎鐘」に作る。

五經中の文字には同じからざるもの多し。一經の中にも自づと同じからざる者有り。如へば「桑葚」①は「衛詩」に見ゆるも、而も魯にては則ち「黓」と爲す。「鬯弓」②は「鄭風」に著るも、而も

秦にては則ち「輶」と爲す。左氏の一書に、其の楚を録するや、「遠氏」を或は「蔦氏」と爲し③、「箴尹」を或は「鍼尹」と爲す④。況んや鐘鼎の文に於いてをや。記⑤に曰はく「書は文を同じくす」とは、亦た其の大略を言ふのみ。

①桑葚 『毛詩』衛風氓篇に「無食桑葚」、魯頌閟宮篇に「食我桑黓」とある。

②鬯弓 『毛詩』鄭風大叔于田篇に「抑鬯弓忌」、秦風小戎篇に「交輶二弓」とある。

③遠氏 遠子馮・遠掩父子がそれぞれ襄公21・22・25年伝と昭公13年伝に見えるが、また蔦子馮・蔦掩としてそれぞれ襄公15年伝と襄公25・30年伝に見える。

④箴尹 箴尹固（哀公16年伝）と鍼尹固（定公4年伝）は同一人物であろう。

⑤記 『禮記』中庸篇「今天下、車同軌、書同文、行同倫」。秦の文字統一を背景にした表現であることが従来指摘されてきた。しかし本条の指摘は表記の揺れの問題であり、字体とは別の次元の問題であって、引用としては不適切ではなからうか。

64 所見異辭①【已下公羊傳】

孔子生於昭定哀之世、文宣成襄則所聞也。隱桓莊閔僖則所傳聞也。國史所載策書之文、或有不備。孔子得據其所見以補之、至於所聞則遠矣。所傳聞則又遠矣。雖得之於聞、必將參互以求其信。信則書之、

疑則闕之。此其所以爲異辭也。公子益師之卒、魯史不書其日、遠而無所攷矣。【無駭卒、俠卒、同此義。】以此釋經、豈不甚易而實是乎。何休見桓公二年會稷之傳、以恩之深淺、有諱與目言之異、而以書日不書日詳略之分爲同此例、則甚難而實非矣。竊疑所見異辭、所聞異辭、所傳聞異辭、此三語必有所本、而齊魯諸儒述之。然其義有三。闕文一也、諱惡二也、言孫三也。【孔子曰、邦無道危行言孫。】從前之一說、則略於遠而詳於近。從後之二說、則晦於近而章於遠。讀春秋者、可以得之矣。漢書言、孔子作春秋、有所褒諱貶損、不可書見、口授弟子。弟子退而異言、及口說流行。故有公羊穀梁鄒夾之學。【鄒氏夾氏無傳。】夫喪欲速貧、死欲速朽、曾子且聞而未達。非子游舉其實之、亦烏得而明哉、故曰春秋之失亂。

*①世界書局本は「將」を「當」に誤る。

*②原抄本は「互」を「伍」に作る。

*③原抄本は「有」を「者」に誤る。

孔子は昭・定・哀の世に生まるれば、文・宣・成・襄は則ち聞く所なり。隱・桓・莊・閔・僖は則ち傳聞する所なり。國史に載する所の策書の文は、或は備はらざるもの有り。孔子は其の見る所に據りて以て之を補ふを得るも、聞く所に至りては則ち遠く、傳聞する所は則ち又た遠し。之を聞に得と雖ども、必ず將に參互して以て其の信を求めんとす。信なれば則ち之を書し、疑はしきは則ち之を闕く②。此れ其の異辭を爲す所以なり。公子益師③の卒するや、魯史は其の日を書せず、遠くして攷ふる所無し。【無駭卒す④】、「俠卒す⑤」は此の義に同じ。【此を以て經を釋せば、豈に甚だ易くし

て實に是ならずや。何休⑥は桓公二年⑦の「稷に會す」るの傳を見、恩の深淺を以て、「諱む」と「目して言ふ」との異有りとし、日を書すると日を書せざるの詳略の分を以て此の例に同じと爲すは、則ち甚だ難くして實に非なり。竊かに疑ふらくは、「所見異辭、所聞異辭、所傳聞異辭（見る所辭を異にし、聞く所辭を異にし、傳聞する所辭を異にす）」の此の三語は必ずや本づく所有りて、齊・魯の諸儒之を述ぶるなり。然らば其の義に三有り。【闕文】一なり、「惡を諱む」二なり、「言は孫る」三なり。【孔子⑧曰はく「邦に道無きときは危行言孫」と。】前の一說に従へば、則ち遠に略にして近に詳なり。後の二說に従へば、則ち近に晦くして遠に章かなり。春秋を讀む者は、以て之を得べし。漢書⑨に言ふ「孔子春秋を作るや、褒諱・貶損する所有りて、書に見すべからざれば、弟子に口授す。弟子退きて言を異にし、口說流行するに及ぶ。故に公羊・穀梁・鄒・夾の學有り」と。【鄒氏・夾氏には傳無し。】夫れ喪は速かに貧ならんことを欲⑩し、死は速かに朽ちんことを欲するは、曾子すら且つ聞きて未だ達せず。子游の其の事を擧げて之を實にするに非ざれば、亦た烏んぞ得て明らかにせんや。故に曰はく「春秋の失は亂なり⑪」と。

①所見異辭 隱公元年「公子益師卒」の『公羊傳』に「何以不日、遠也。所見異辭、所聞異辭、所傳聞異辭」とある。公羊学にい
わゆる「三世異辭說」の典故である。『公羊傳』ではこのほかに桓公二年「三月、公會齊侯・陳侯・鄭伯于稷、以成宋亂」にも「内、大惡諱。此其目言之何、遠也。所見異辭、所聞異辭、

所傳聞異辭。隱亦遠矣、曷爲爲隱諱、隱賢而桓賤也、さらにまた哀公十四年にも「春秋何以始乎隱。祖之所逮聞也。所見異辭、所聞異辭、所傳聞異辭。何以終乎哀十四年。曰、備矣」とある。

②疑則闕之 「論語」爲政18「子張學干祿、子曰、多聞闕疑、慎言其餘、則寡尤、多見闕殆、慎行其餘、則寡悔、言寡尤行寡悔、祿在其中矣」。

③公子益師 ①参照。

④無駭 隱公八年經「冬、十有二月、無駭卒」。

⑤俠 隱公九年經「俠卒」。以上はいずれも「卒」に日付が無いということ。

⑥何休 後漢・何休『春秋公羊傳解詁』隱公元年の条。「所見者謂昭定哀、己與父時事也。所聞者謂文宣成襄、王父時事也。所傳聞者謂隱桓莊閔僖、高祖曾祖時事也。異辭者見恩有厚薄、義有深淺。時恩衰義缺、將以理人倫、序人類、因制治亂之法。故於所見之世、恩己與父之臣尤深。大夫卒、有罪無罪皆日録之。丙申季孫意如卒是也。於所聞之世、王父之臣恩少殺。大夫卒、無罪者日録、有罪者不日、略之。叔孫得臣卒是也。於所傳聞之世、高祖曾祖之臣恩淺。大夫卒、有罪無罪皆不日、略之也。公子益師無駭卒是也。於所傳聞之世、見治起於衰亂之中、用心尚寬納、故內其國而外諸夏、先詳內而後治外、録大略小、內小惡書、外小惡不書、大國有大夫、小國略稱人、內離會書、外離會不書、是也。於所聞之世、見治升平、內諸夏而外夷狄、書外離會、小國有大夫。宣十一年秋、晉侯會狄於攢函、襄公二十三年、

邾婁鼻我來奔、是也。至所見之世、著治太平。夷狄進至於爵、天下遠近小大若一、用心尤深而詳。故崇仁義、譏二名。晉魏蔓多、仲孫何忌是也。所以三世者、禮爲父母三年、爲祖父母期、爲曾祖父母齊衰三月。立愛自親始、故春秋據哀錄隱、上治祖禰。所以二百四十二年者、取十二公、天數備足、著治法式。又因周道始壞絕於惠隱之際」。

⑦桓公二年 桓公二年經「三月、公會齊侯・陳侯・鄭伯于稷、以成宋亂」の『公羊傳』に「内、大惡諱。此其目言之何、遠也。所見異辭、所聞異辭、所傳聞異辭。隱亦遠矣、曷爲爲隱諱、隱賢而桓賤也」とある。

⑧孔子 『論語』憲問04「子曰、邦有道危言危行、邦無道危行言孫」。

⑨漢書 『漢書』藝文志。正確な引用ではない。

⑩喪欲速貧 『禮記』檀弓上篇。

有子問於曾子曰「問喪於夫子乎」。曰「聞之矣。喪欲速貧、死欲速朽」。有子曰「是非君子之言也」。曾子曰「參也聞諸夫子也」。有子又曰「是非君子言也」。曾子曰「參也與子游聞之」。有子曰「然。然則夫子有爲言之也」。曾子以斯言告於子游。子游曰「甚哉、有子之言似夫子也。昔者夫子居於宋、見桓司馬自爲石椁、三年而成。夫子曰『若是其靡也。死不如速朽之愈也』。死之欲速朽、爲桓司馬言之也。南宮敬叔反必載寶而朝。夫子曰『若是其貨也。喪不如速貧之愈也』。喪之欲速貧、爲敬叔言之也」。曾子以子游之言告於有子。有子曰「然。吾固曰非夫子之言也」。曾子曰「子何以知之」。有子曰「夫子制於中都」。

四寸之楫、五寸之棹、以斯知不欲速朽也。昔者夫子失魯司寇、將之蒞。蓋先之以子夏又申以冉有。以斯知不欲速貧也」。

①春秋之失亂 『禮記』經解篇中の、五經の得失を論じた文章に見える。

孔子曰、入其國、其教可知也。其爲人也、溫柔敦厚、詩教也。

疏通知遠、書教也。廣博易良、樂教也。絜靜精微、易教也。恭儉莊敬、禮教也。屬辭比事、春秋教也。故詩之失愚。書之失誣。

樂之失奢。易之失賊。禮之失煩。春秋之失亂。其爲人也、溫柔敦厚而不愚、則深於詩者也。疏通知遠而不誣、則深於書者也。

廣博易良而不奢、則深於樂者也。絜靜精微而不賊、則深於易者也。恭儉莊敬而不煩、則深於禮者也。屬辭比事而不亂、則深於春秋者也。

65 紀履緌來逆女

何以不稱使、昏禮不稱主人。宋公使公孫壽來納幣、則其稱主人何、辭窮也。辭窮者何、無母也。然則紀有母乎、曰、有。有則何以不稱母、母不通也。富平李因篤曰、此言經所以不書紀侯者、以見母雖不通而紀侯有母、則不得自稱主人、以別於宋公之無母也。

*世界書局本「有」を「無」に誤る。

「何を以て使を稱せざる、昏禮は主人を稱せざるなり。宋公公孫壽をして來たりて納幣せしむるに、則ち其の主人を稱するは何ぞや、辭窮すればなり。辭窮すとは何ぞや、母無ければなり。然らば則ち紀に母有るか、曰はく有りと。有れば則ち何を以て母を稱せざ

る、母は通ぜざればなり(①)」と。富平の李因篤(②)曰はく「此れ言ふところは、經に紀侯を書せざる所以は、以て母は通ぜずと雖ども、紀侯に母有れば、則ち自ら主人を稱するを得ざるを見し、以て宋公の母無きに別つなり」と。

① 何以不稱使……母不通也 『公羊傳』隱公二年。

② 李因篤 出典未詳。李因篤は顧炎武と親交が有った。

66 母弟稱弟

齊侯使其弟年來聘。公羊傳、其稱弟何、母弟稱弟、母兄稱兄。【左氏宣公十七年傳、亦曰凡稱弟皆母弟也。】何休以爲春秋變周之文、從殷之質。質家親親、明當親厚、異於羣公子也。夫一父之子而以同母不同母爲親疏、此時人至陋之見。春秋以下、骨肉衰薄、禍亂萌生、鮮不由此。詩人美鳩鳩均愛七子。豈有於父母則望之以均平、於兄弟則教之以疏外。以此爲質、是所謂直情而徑行、戎狄之道也。郭氏曰、若如公羊之說、則異母兄弟不謂之兄弟乎。程子曰、禮文有立嫡子同母弟之說、其曰同母弟、蓋謂嫡耳。非以同母弟爲加親也。若以同母弟爲加親、則知有母不知有父、是禽獸也。

「齊侯、其の弟年をして來聘せしむ(①)」の公羊傳に「其の弟を稱するは何ぞ、母弟には弟を稱し、母兄には兄を稱す」とあり。

【左氏宣公十七年傳(②)にも亦た「凡そ弟と稱するは皆な母弟なり」と曰ふ。】何休(③)以爲へらく「春秋は周の文を變じ、殷の質に従ふ。

質家は親に親しみ、當に親厚は羣公子に異なるべきを明らかにする

なり」と。夫れ一父の子にして同母・不同母を以て親疏と爲すは、此れ時人の至陋の見なり。春秋より以下、骨肉衰薄にして禍亂萌生するは、此に由らざること鮮し。詩人は鳩鳩(④)の均しく七子を愛するを羨みす。豈に父母に於ては則ち之に望むに均平を以てし、兄弟に於ては則ち之に教ふるに疏外を以てすること有らんや。此を以て質と爲すは、是れ所謂「直情にして徑行、戎狄之道(⑤)」なり。郭氏(⑥)曰はく「若し公羊の説の如くんば、則ち異母兄弟は之を兄弟と謂はざるか」と。程子(⑦)曰はく「禮文に嫡子同母弟を立つるの説有り。其の同母弟と曰ふは、蓋し嫡を謂ふのみ。同母弟を以て親を加ふるを爲すに非ざるなり。若し同母弟を以て親を加ふるを爲せば、則ち母有るを知りて父有るを知らざるにて、是れ禽獸なり」と。

①齊侯：來聘 隱公七年經「齊侯使其弟年來聘」、『公羊傳』「其稱弟何、母弟稱弟、母兄稱兄」。

②左氏 宣公十七年經「冬、十有一月、壬午、公弟叔肸卒」、『左傳』「凡太子之母弟、公在曰公子、不在曰弟。凡稱弟皆母弟也」。

③何休 隱公七年注。「母弟同母弟。母兄同母兄。不言同母言母弟者、若謂不如爲如矣、齊人語也。分別同母者、春秋變周之文、從殷之質。質家親親、明當親厚、異於羣公子也」。

④鳩鳩 『毛詩』曹風鳩鳩篇。その第一章は「鳩鳩在桑、其子七兮、淑人君子、其儀一兮、其儀一兮、心如結兮」。毛傳に「鳩鳩之養其子、朝從上下、莫從下上、平均如一」、鄭箋に「喻人

君之德當均一於下也」とある。

⑤直情而徑行戎狄之道也 『禮記』檀弓下篇。「子游曰、禮有微情者。有以故興物者。有直情而徑行者。戎狄之道也。禮道則不然」、鄭玄注「哭踊無節、衣服無制」。

⑥郭氏 出典未詳。

⑦程子 『河南程氏經說』春秋傳。後半の文章が異なる。「先儒母弟之例、蓋縁禮文有立嫡子同母弟之說、其曰同母弟、蓋謂適爾、非以同母爲加親也。若以同母爲加親、是不知人理、近於禽獸也」。

67 子沈子

隱公十一年公羊傳、子沈子曰、注云、子沈子後師、明說此意者。沈子稱子冠氏上者、著其爲師也。不但言子曰者、辟孔子也。其不冠子者、他師也。按傳中有子公羊子曰「桓公六年、宣公五年」、而又有子沈子曰「隱公十一年、莊公十年、定公元年」、子司馬子曰「莊公三十年」、子女子曰「女音汝、閔公元年」、子北宮子曰「哀公四年」、何後師之多歟。【又有魯子曰、莊公三年、二十三年、僖公五年、二十年、二十四年、二十八年。有高子曰、文公四年。皆不冠子。○穀梁傳有穀梁子曰、隱公元年尸子曰、隱公五年、桓公八年。沈子曰、定公元年、皆不冠子。】然則此傳不盡出於公羊子也明矣。

隱公十一年公羊傳(①)「子沈子曰」の注に云ふ「子沈子は後師、此の意を明説する者なり。沈子に子を稱して氏の上に冠するは、其の師爲るを著すなり。但だに子曰と言はざるは、孔子を辟くるなり」。

其の子を冠せざる者は他師なり」と。按ずるに傳中に「子公羊子曰」有り【桓公六年、宣公五年】、又た「子沈子曰」【隱公十一年、莊公十年、定公元年】、「子司馬子曰」【莊公三十年】、「子女子曰」【女音汝、閔公元年】、「子北宮子曰」【哀公四年】有り。何ぞ後師の多きや。【又た「魯子曰」有り。莊公三年、二十三年、僖公五年、二十年、二十四年、二十八年。「高子曰」有り。文公四年。皆な子を冠せず。○穀梁傳(②)に「穀梁子曰」有り。隱公元年。「尸子曰」、隱公五年、桓公八年。「沈子曰」、定公元年、皆な子を冠せず。】然らば則ち此の傳 盡くは公羊子に出でざる こと明らかなり。

①隱公十一年 隱公十一年「冬十有一月壬辰、公薨」の『公羊傳』に「何以不書葬、隱之也。何隱爾、弑也。弑則何以不書葬。春秋、君弑賊不討不書葬、以爲無臣子也。子沈子曰、君弑、臣不討賊非臣也。不復讐非子也。葬、生者之事也。春秋、君弑賊不討不書葬、以爲不繫乎臣子也。公薨何以不地、不忍言也。隱何以無正月、隱將讓乎桓、故不有其正月也」とある。

②穀梁傳 隱公五年「初獻六羽」の『穀梁傳』に「初、始也。穀梁子曰、舞夏、天子八佾、諸公六佾、諸侯四佾。初獻六羽、始借樂矣。尸子曰、舞夏、自天子至諸侯皆用八佾。初獻六羽、始厲樂矣」とあるのが最初の例。

「補説」『公羊傳』中のいわゆる「經師」については山田琢氏「公羊伝の成立について」(『金沢大学法文学部論集哲学史学篇』五一九五—一九五八 後に『春秋学の研究』明德出版社 一九八七)の「一 公羊伝の伝

文の検討 伝文中にみえる經師の所説について」が詳しい。また拙著『春秋学』(研文出版 二〇〇二) 六九頁を参照。

68 穀伯鄧侯書名

穀伯綏來朝、鄧侯吾離來朝。傳曰、皆何以名、失地之君也。【穀鄧去魯甚遠、不緣失地不得皆朝於魯。】其稱侯朝何、貴者無後、待之以初也。其義甚明、而何氏乃有去二時者桓公以火攻人君之説。又有不月者失地君朝惡人之説。胡氏因之、遂以朝桓之貶、歸之於天道矣。

「穀伯綏 來朝す、鄧侯吾離 來朝す(①)」の傳に曰はく「皆な何を以て名いふ、失地の君なればなり。【穀・鄧は魯を去ること甚だ遠く、地を失ふに縁らざれば皆な魯に朝するを得ず。】其の侯を稱して朝するは何ぞ、貴き者は後無きも、之を待するに初を以てするなり」と。其の義甚だ明らかなり。而るにも何氏(②)には乃ち「二時を去るは、桓公 火を以て人君を攻む」るの説有り。又た「月せざるは失地の君、惡人に朝す」るの説有り。胡氏(③)之に因り、遂に桓に朝するの貶を以て、之を天道に歸せり。

①穀伯綏：來朝 桓公七年經。

②何氏 桓公七年經「春二月己亥、焚咸丘」とあり、『公羊傳』は「焚之者何、樵之也。樵之者何、以火攻也。疾始以火攻也」とある。これを踏まえて何氏は「下去二時者、桓公以火攻人君、故貶明大惡。不月者、失地君朝惡人、輕也。地名者見不世也」と述べる。

③胡氏 『春秋胡氏傳』桓公七年の条に以下のように見える。

夏、穀伯綏來朝、鄧侯吾離來朝。

春秋之法、諸侯不生名、「穀伯」「鄧侯」何以名。桓天下之大惡也。執之者無禁、殺之者無罪。「穀伯」「鄧侯」越國踰境、相繼而來朝、即大惡之黨也。故特貶而書名、與失地滅同姓者比焉。經於朝桓者、或貶爵、或書名、或稱人、以深絕其黨。撥亂之法嚴矣。誅止其身、而黨之者無罪、則人之類、不相賊殺爲禽獸也幾希。四時具然後成歲。故雖無事必書首時。今此獨於「秋」「冬」闕焉、何也。立天之道曰陰陽、陽居春夏、以養育爲事、所以生物也。王者繼天而爲之子則有賞。陰居秋冬、以肅殺爲事、所以成物也。王者繼天而爲之子、則有刑。賞以勸善、非私與也。故五服五章、謂之天命。刑以懲惡、非私怒也。故五刑五用、謂之天討。古者賞以春夏、刑以秋冬、象天道也。桓弟弑兄、臣弑君、而天討不加焉。是陽而無陰、歲功不能成矣。故特去「秋」「冬」二時、以志當世之失刑也。獨於「四年」「七年」闕焉、何也。按周制大司馬、諸侯而有賊殺其親、則正之。故弑其君、則殘之。桓弑隱公而立、大司馬九伐之法、雖未之舉、猶有望也。及使冢宰下聘、恩禮加焉、則天下之望絕矣。故四年「宰糾」書名、而去「秋」「冬」二時、以見天王之不復能用刑也。田常弑其君、孔子請討之、以從大夫之後、不敢不告也。桓弑隱公而立、雖方伯連帥環視、而未之恤、猶有望也。及「穀」「鄧」二國自遠來朝、則天下諸侯莫有可望者矣。故七年「穀伯」「鄧侯」各書其名、而去「秋」

「冬」二時、以見諸侯之不復能修其職也。然則見之行事、不亦深切著明矣乎。故曰「春秋成而亂臣賊子懼」。

69 鄭忽書名

鄭忽出奔衛。傳曰、忽何以名、春秋伯子男一也。辭無所貶。傳文簡而難曉。李因篤曰、春秋之法、天子三公稱公、王者之後稱公、其餘大國稱侯、小國稱伯子男。【見初獻六羽傳】是則公侯爲一等、伯子男爲一等也。故子產曰、鄭伯男也。遭喪未踰年之君、公侯皆稱子。如宋子衛子陳子之類是也。以其等本貴於伯子男、故降而稱子。今鄭伯爵也。伯與子男爲一等、下更無所降、不得不降而書名矣。名非貶忽之辭、故曰辭無所貶。

「鄭忽衛に出奔す(①)」の傳に曰はく「忽に何を以て名いふ、春秋は伯・子・男一なり。辭に貶する所無し」と。傳文は簡にして曉り難し。李因篤(②)曰はく「春秋の法、天子の三公を公と稱し、王者の後を公と稱し、其餘の大國は侯と稱し、小國は伯・子・男と稱す。【「初めて六羽を獻す(③)」の傳に見ゆ。】是れ則ち公侯を一等と爲し、伯・子・男を一等と爲すなり。故に子産(④)曰はく『鄭は伯男なり』と。喪に遭ひて未だ年を踰えざるの君は、公・侯には皆な子と稱す。宋子・衛子・陳子の如きの類(⑤)是れなり。其の等は本と伯・子・男より貴きを以て、故に降して子と稱す。今、鄭は伯爵なり。伯と子・男を一等と爲し、下に更に降す所無ければ、降して名を書せざるを得ず。名いふは忽を貶するの辭に非ず。故に『辭に貶する所無し』と曰ふ」と。

①鄭忽 隱公十一年。

②李因篤 出典未詳。

③初獻六羽 隱公五年經「初獻六羽」、《公羊傳》「初者何、始也。

六羽者何、舞也。初獻六羽、何以書、譏。何譏爾、譏始僭諸公也。六羽之爲僭奈何。天子八佾、諸公六、諸侯四。諸公者何、

諸侯者何、天子三公稱公、王者之後稱公、其餘大國稱侯、小國稱伯子男。天子三公者何、天子之相也。天子之相則何以三、自

陝而東者周公主之、自陝而西者召公主之、一相處乎內。始僭諸公放於此乎、前此矣。前此則曷爲始乎此、僭諸公猶可言也、僭天子不可言也。

④子產 『左伝』昭公十三年。

⑤宋子・衛子・陳子 32 参照

70 祭公來遂逆王后于紀

桓公八年、祭公來遂逆王后于紀。九年春、紀季姜歸于京師。從逆者而言、謂之王后、從歸者而言、謂之季姜、此自然之文也。猶詩之言爲韓姑相攸也、猶左氏之言息媯將歸過蔡也。皆未嫁而冠以夫國之號。此臨文之不得不然也。而公羊以爲王者無外、其辭成矣。又以爲父母之於子、雖爲天王后、猶曰吾季姜。是其說經雖巧、而非聖人之意矣。今將曰逆季姜於紀、此初學之士亦知其不通。又將曰王后歸于京師、則王后者誰之女。辭窮矣。公羊子蓋拘於在國稱女之例【隱公二年傳、女在其國稱女、在塗稱婦、入國稱夫人】、而不知文固有倒之而順者也。傳文則有不同者。左氏莊公十八年、陳媯*歸于京師。實惠后。

*世界書局本「媯」字を「媯」字に誤る。

桓公八年「祭公來たりて遂に王后を紀より逆ふ」。九年「春、紀の季姜 京師に歸ぐ」。逆ふる者に從ひて言へば、之を「王后」と

謂ひ、歸ぐ者に從ひて言へば、之を「季姜」と謂ふは、此れ自然の文なり。猶ほ詩①の「韓姑の爲めに攸を相る」と言ふがとき、猶ほ左氏②の「息媯將に歸がんとして蔡を過ぐ」と言ふがとき

きは、皆な未だ嫁せざるに而も冠するに夫の國の號を以てす。此れ文に臨むの然らざるを得ざるものなり。而るに公羊③は以爲へらく「王者には外無く、其の辭は成れり」と。又た以爲へらく

④「父母の子に於けるや、天王の后と爲ると雖ども、猶ほ吾が季姜と曰ふ」と。是れ其の經を説くこと巧みなりと雖ども、而も聖人の意に非ず。今將に「季姜を紀に逆ふ」と曰はんとすれば、此れ初

學の士も亦た其の通ぜざるを知る。又た將に「王后、京師に歸ぐ」と曰はんとすれば、則ち王后は誰の女ぞ。辭窮するなり。公羊子

は蓋し「國に在りては女と稱す」の例に拘はりて、【隱公二年傳

⑤「女、其の國に在りては女を稱し、塗に在りては婦を稱し、國に入りては夫人を稱す」とあり。】而も文には固より之を倒して順なる者有るを知らざるなり。

傳文には則ち同じからざる者有り。左氏莊公十八年に「陳媯 京師に歸ぐ。實に惠后なり」とあり。

①詩 『毛詩』大雅韓奕篇。

②左氏 『左伝』莊公十年「蔡哀侯娶于陳。息侯亦娶焉。息媯將歸、過蔡。蔡侯曰吾媯也。止而見之。弗賓。息侯聞之、怒。使

謂楚文王曰、伐我。吾求救於蔡而伐之。楚子從之。九月、楚敗蔡師于莘、以蔡侯獻舞歸。」

③公羊 桓公八年經「祭公來、遂逆王后于紀」、《公羊傳》「祭公者何、天子之三公也。何以不稱使、婚禮不稱主人。遂者何、生事也。大夫無遂事、此其言遂何、成使乎我也。其成使乎我者奈何、使我爲媒。可則因用是往逆矣。女在其國稱女。此其稱王后何、王者無外、其辭成矣。」

④又以爲 桓公九年經「春、紀季姜歸于京師」、《公羊傳》「其辭成矣、則其稱紀季姜何、自我言紀。父母之於子、雖爲天王后、猶曰吾季姜。京師者何、天子之居也。京者何、大也。師者何、衆也。天子之居必以衆大之辭言之。」

⑤隱公二年傳 隱公二年經「九月、紀履緌來逆女」、《公羊傳》「紀履緌者何、紀大夫也。何以不稱使、婚禮不稱主人。然則曷稱、稱諸父兄師友。宋公使公孫壽來納幣、則其稱主人何、辭窮也。辭窮者何、無母也。然則紀有母乎、曰、有。有則何以不稱母、母不通也。外逆女不書、此何以書、譏。何譏爾、譏始不親迎也。始親迎放於此乎、前此矣。前此則曷爲始乎此、託始焉爾。曷爲託始焉爾、春秋之始也。女曷爲或稱女、或稱婦、或稱夫人。女在其國稱女、在塗稱婦、入國稱夫人」る。

71 爭門

公羊閔公二年傳、桓公使高子將南陽之甲、立僖公而城魯。或曰自鹿門至于爭門者是也。或曰自爭門至于吏門者是也。注、鹿門魯南城東門也。據左傳臧紇斬鹿門之關出奔邾是也。爭門吏門並闕。案說文、

淨魯北城門池也。从水爭聲、士耕切。是爭門即以此水名、省文作爭爾。【廣韻作淨】後人以淨字省作淨、音才性切。而梵書用之、自南北史以下、俱爲才性之淨、而魯之爭門不復知矣。【禮記、絜靜精微、只作靜字。】

*原抄本「靜」字を「淨」字に作る。

公羊閔公二年傳(①)に「桓公、高子をして南陽の甲を將み、僖公を立てて魯に城く。或は曰はく、鹿門より爭門に至る者は是れなり」と。或は曰はく、爭門より吏門に至る者は是れなり」とあり。注に「鹿門は魯の南城東門なり」とあり。左傳(②)に據れば、臧紇、鹿門の關を斬りて邾に出奔するは、是れなり。爭門・吏門は並びに闕なり。案ずるに說文(③)に「淨は魯の北城門池なり。水に从ひ争の聲、士耕の切」とあり。是れ爭門は即ち此の水を以て名づけ、文を省きて「争」に作るのみ。【廣韻(④)は「淨」に作る。】後人、「淨」字を以て省きて「淨」に作り、音は才性の切なり。而して梵書之を用ふ。南北史より以下、俱に才性の淨と爲して、魯の「爭門」は復た知らず。【禮記(⑤)「絜靜精微」は只だ「靜」字に作る。】

①公羊閔公二年傳 閔公二年經「冬、齊高子來盟」の《公羊傳》に「高子者何、齊大夫也。何以不稱使、我無君也。然則何以不名、喜之也。何喜爾、正我也。其正我奈何。莊公死、子般弑、閔公弑、比三君死。曠年無君。設以齊取魯、曾不與師徒、以言而已矣。桓公使高子將南陽之甲、立僖公而城魯。或曰、自鹿門至于爭門者是也。或曰、自爭門至于吏門者是也。魯人至今以爲

美談。曰猶望高子也」とある。

②左傳 『左伝』襄公二十三年に「冬、十月、孟氏將辟、藉除於臧氏。臧孫使正夫助之、除於東門。甲從己而視之。孟氏又告季孫。季孫怒、命攻臧氏。乙亥、臧紇斬鹿門之關以出奔邾」とある。

③説文 『説文』十一篇上一「淨」字。

④廣韻 『廣韻』韻下平。「玉聲、楚耕切、五」。

⑤禮記 『禮記』經解篇。「黎靜精微、易教也」とある。

72 仲嬰齊卒

魯有二嬰齊、皆公孫也。成公十五年三月乙巳、仲嬰齊卒、其爲仲遂後者也。【杜氏注曰、襄仲子、公孫歸父弟。】成公十七年十一月壬申、公孫嬰齊卒于狸賑、則子叔聲伯也。季友仲遂皆生而賜氏、故其子即以父字爲氏。【劉炫曰、仲遂受賜爲仲氏、故其子孫稱仲氏。○孔氏曰、死後賜族、乃是正法。春秋之世、有非禮生賜族者、華督是也。季友仲遂亦同此例。中唐以後、賜功臣之號、亦此意也。】生而賜氏非禮也。以父字爲氏亦非禮也。春秋從其本稱而不沒其變氏。其生也書公子遂、其死也書仲遂卒于垂。於其子也、其生也書公孫歸父、其死也書仲嬰齊卒。【公子季友卒、亦同此義。惟季友之子不見於經。】

公羊傳、仲嬰齊者何、公孫嬰齊也。此言仲嬰齊亦是公孫嬰齊、非謂子叔聲伯。故注云未見於經、爲公孫嬰齊。今爲大夫死、見經爲仲嬰齊。此漢人解經之善。若子叔聲伯、則戰韋【成公二年】、如晉【六年】、如莒【八年】、已屢見於經矣。

爲人後者爲之子、此語必有所受。然嬰齊之爲後、後仲遂、非後歸父

也。【猶之叔孫僑如奔而立豹。】以爲爲兄後則非也。傳拘於孫以王父之字爲氏之說、而以嬰齊爲後歸父、則以弟後兄、亂昭穆之倫矣、非也。且三桓亦何愛於歸父、而爲之立後哉。

*集積本「二」を「三」に誤る。原抄本・原拠により「二」に改める。

魯に二の嬰齊有りて、皆な公孫なり。成公十五年「三月、乙巳、仲嬰齊卒す」は、其の仲遂の後と爲る者なり。【杜氏注に曰はく「襄仲の子、公孫歸父の弟」と。】成公十七年「十一月、壬申、公孫嬰齊、狸賑に卒す」は、則ち子叔聲伯なり。季友・仲遂は皆な生きながらにして氏を賜はる。故に其の子は即ち父の字を以て氏と爲す。【劉炫①曰はく「仲遂は受賜して仲氏と爲るが故に其の子孫は仲氏を稱す」と。○孔氏②曰はく「死後に族を賜はるは、乃ち是れ正法なり。春秋の世には、非禮にして生きながらにして族を賜はる者有り、華督是れなり」と。季友・仲遂も亦た此例に同じ。中唐以後、功臣に賜はるの號も亦た此の意なり。】生きながらにして氏を賜はるは非禮なり。父の字を以て氏と爲すも亦た非禮なり。春秋は其の本稱に従へども其の變氏を没せず。其の生くるや「公子遂③」と書し、其の死するや「仲遂、垂に卒す」と書す。其の子に於けるや、其の生くるや「公孫歸父④」と書し、其の死するや「仲嬰齊卒す」と書す【「公子季友卒す⑤」も亦た此の義に同じ。惟だ季友の子は經に見えず。】

公羊傳⑥「仲嬰齊とは何ぞ、公孫嬰齊なり」と。此れ言ふところは、仲嬰齊も亦た是れ公孫嬰齊にして、子叔聲伯を謂ふに非ず。故に注に云ふ「未だ經に見えざるに、公孫嬰齊と爲す。今、大夫と爲りて死し、經に見れば仲嬰齊と爲す」と。此れ漢人の解經の善

なるもの。子叔聲伯〔⑦〕の若きは、則ち「牽に戦ひ」〔成公二年〕、「晋に如き」〔六年〕、「莒に如き」〔八年〕、已に屢しば經に見えたり。

「人の後と爲る者、之が子と爲る」〔⑧〕は、此の語必ずや受くる所有り。然らば嬰齊の後と爲るは、仲遂に後となるにて、歸父に後となるに非ざるなり。【猶ほ之れ叔孫僑如〔⑨〕の奔りて豹を立つるがごとし。】以て「兄の後と爲る」と爲すは則ち非なり。傳は「孫は王父の字を以て氏と爲す」〔⑩〕の説に拘はりて、嬰齊を以て歸父に後となると爲すは、則ち弟を以て兄に後となるにて、昭穆の倫を亂すは、非なり。且つ三桓は亦た何ぞ歸父を愛して、之が爲めに後を立てんや。

①劉炫 成公十五年『春秋正義』所引。

②孔氏 隱公八年『春秋正義』。

③公子遂 『春秋』經文に見える公子遂は以下の通り。

- 僖26 「公子遂如楚乞師」、
- 27 「乙巳、公子遂帥師入杞」、
- 28 「公子遂如齊」、
- 30 「公子遂如京師、遂如晉」、
- 31 「公子遂如晉」、
- 33 「秋、公子遂帥師伐邾婁」、
- 文2 「公子遂如齊納幣」、
- 6 「冬十月、公子遂如晉、葬晉襄公」、
- 8 「冬十月壬午、公子遂會晉趙盾盟于衡雍」、

- 9 「公子遂會晉人宋人衛人許人救鄭」、
- 11 「公子遂如宋」、
- 16 「六月戊辰、公子遂及齊侯盟于鄆丘」、
- 17 「冬、公子遂如齊」、
- 18 「秋、公子遂叔孫得臣如齊」、
- 宣元 「公子遂如齊逆女」、
- 「公子遂如齊」、
- 8 「夏六月、公子遂如齊、至黃乃復」、
- 「辛巳、有事于大廟、仲遂卒于垂」。

④公孫歸父 『春秋』經文に見える公孫歸父は以下の通り。

- 宣10 公孫歸父如齊、葬齊惠公
 - 公孫歸父帥師伐邾婁、取繹
 - 冬、公孫歸父如齊
 - 11 公孫歸父會齊人伐莒
 - 14 冬、公孫歸父會齊侯于穀
 - 15 春、公孫歸父會楚子于宋
 - 18 公孫歸父如晉
 - 歸父還自晉、至筮、遂奔齊
 - 成15 三月、乙巳、仲嬰齊卒
- ただし仲嬰齊は公孫歸父の弟である。したがってこれは顧氏の誤解。
- ⑤公子季友 『春秋』經文に見える公子季友は以下の通り。
 - 莊27 秋、公子友如陳、葬原仲
 - 僖01 冬、十月、壬午、公子友帥師敗莒師于犁、獲莒翠

03 冬、公子友如齊莅盟

07 公子友如齊

13 冬、公子友如齊

16 三月、壬申、公子季友卒

⑥公羊傳

『公羊傳』成公十五年「仲嬰齊者何、公孫嬰齊也。公

孫嬰齊則曷爲謂之仲嬰齊。爲兄後也。爲兄後則曷爲謂之仲嬰齊。爲人後者爲之子也。爲人後者爲其子則其稱仲何、孫以王父之字爲氏也。然則嬰齊孰後。歸父也。歸父使于晉而未反。何以後之。

叔仲惠伯、傅子赤者也。文公死、子幼。公子遂謂叔仲惠伯曰、君幼、如之何。願與子慮之。叔仲惠伯曰、吾子相之、老夫抱之。何幼君之有。公子遂知其不可與謀、退而殺叔仲惠伯。殺子赤而立宣公。成公幼。臧宣叔者、相也。君死不哭。聚諸大夫而問焉。

曰、昔者叔仲惠伯之事、孰爲之。諸大夫皆雜然曰、仲氏也。其然乎。於是遣歸父之家、然後哭君。歸父使乎晉。還自晉、至筮聞君薨家遣。壇帷哭君成踊、反命于介、自是走之齊。魯人徐傷歸父之無後也、於是使嬰齊後之也。

⑦子叔聲伯 公孫嬰齊(子叔聲伯)が記録された経文は以下の通り。

成02 六月癸酉、季孫行父臧孫許叔孫僑如公孫嬰齊帥師會晉郤

克衛孫良夫曹公子首及齊侯戰于鞌、齊師敗績

成06 公孫嬰齊如晉

成08 公孫嬰齊如莒

成17 壬申、公孫嬰齊卒于狸脰

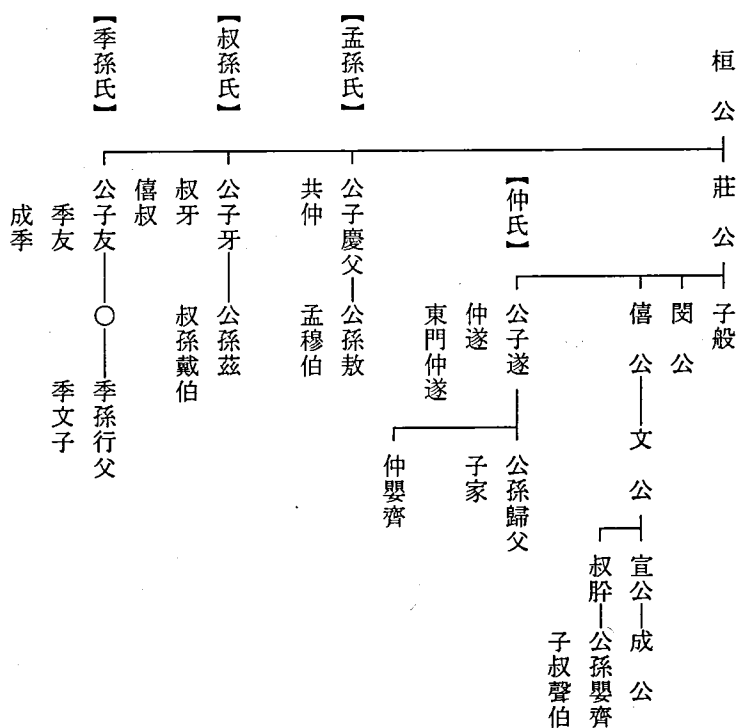
⑧爲人後者爲之子 『公羊傳』成公十五年。⑥参照。

⑨叔孫僑如 『左伝』成公十六年に「冬、十月、出叔孫僑如而盟

之。僑如奔齊。十二月、季孫及晉郤犢盟于扈、歸刺公子偃。召叔孫豹于齊而立之」とある。

⑩孫以王父之字爲氏 『公羊傳』成公十五年。⑥参照。

〔補説〕春秋初期の魯の公室の系図は以下の通り。



73 隱十年無正【已下穀梁傳】

隱十年無正者、以無其月之事而不書、非有意削之也。穀梁以爲隱不自正者、鑿矣。趙氏曰、宣成以前、人名及甲子多不具、舊史闕也、得之矣。

隱の十年に「正」無きは①、其の月の事無きを以て書せざるにて、意有りて之を削るには非ざるなり。穀梁②に以爲へらく「隱は自ら正とせず」とは、鑿てり。趙氏③の「宣成以前に、人名及び甲子の具はざるもの多きは、舊史の闕なり」と曰ふは、之を得たり。

① 隱十年無正 隱公在位十一年間に、「元年、春王正月」の一年を除いて「正月」の記述が無いことを指す。

② 穀梁 『穀梁伝』隱公十一年の条に「隱十年無正、隱不自正也。元年有正、所以正隱也」とある。

③ 趙氏 『春秋集傳纂例』卷一趙氏損益義の条。

74 戎菽

莊公三十一年、齊侯來獻戎捷。傳曰戎菽也。似據管子、桓公北伐山戎、得冬葱及戎菽、布之天下、而爲之說。桓公以戎捷夸示諸侯、豈徒一戎菽哉。且生民之詩曰、蓺之荏菽、荏菽旆旆、傳曰、荏菽戎菽也、爾雅、戎菽謂之荏菽【亦作戎菽。列子、北宮子既歸、進其戎菽、有稻粱之味。】、則自后稷之生而已蓺之、不待桓公而始布矣。

莊公三十一年①「齊侯來たりて戎捷を獻す」。傳に曰はく「戎菽なり」とは、管子②の「桓公北のかた山戎を伐ち、冬葱及び戎菽を得、之を天下に布す」に據りて之が説を爲すに似たり。桓公は戎捷を以て諸侯に夸示せるにて、豈に徒だに一戎菽のみならんや。且つ生民の詩③に「之が荏菽を蓺うれば、荏菽旆旆」と曰ひ、傳に「荏菽は戎菽なり」と曰ひ、爾雅④「戎菽之を荏菽と謂ふ」【亦た「戎菽」に作る。列子⑤に「北宮子既に歸り、其の戎菽を進むるに、稻粱の味有り」と。】とあれば、則ち后稷の生まるるよりして已に之を蓺うるにて、桓公を待ち始めて布せざるなり。

① 莊公三十一年 莊公三十一年經「六月、齊侯來獻戎捷」の『穀梁伝』に「齊侯來獻戎捷者、内齊侯也。不言使、内與同、不言使也。獻戎捷。軍得曰捷。戎菽也」とある。

② 管子 『管子』戎篇。

③ 生民之詩 『毛詩』大雅生民篇。「蓺之荏菽、荏菽旆旆」、毛傳に「荏菽戎菽也。旆旆然長也」、鄭玄箋に「蓺猶樹也。荏菽大豆也」とある。

④ 爾雅 『爾雅』釋草。

⑤ 列子 『列子』力命篇。

【補説】『穀梁伝疏』においても、すでに「戎菽なり」に疑問を呈し、「戎捷」を「戎の捕虜」の意とする説を並記している。「戎菽也」者、舊解謂順經意而借齊侯、故傳依違其文、釋之

爲「菽」。其實宋是中國、故捷不繫國。戎是夷狄、故繫之戎也。案管子云「出戎菽及冬葱、布之天下」、則以「戎」爲豆也。故徐邈云「今之胡豆也。舊解以爲依違其文、恐失傳旨」。僖二十一年傳云「其不曰宋捷、何也。不與楚捷于宋也」。范云「據莊三十一年齊侯來獻戎捷」。據彼傳及注意、則似不以「戎」爲豆。今疑不敢正、故兩載之。

⑦ 隕石于宋五

公穀二傳相傳受之子夏。其宏綱大指得聖人之深意者、凡數十條。然而齊魯之間人自爲師、窮鄉多異、曲學多辯、其穿鑿以誤後人者、亦不少矣。且如隕石于宋五、六說【左氏公羊作鶴】退飛過宋都、此臨文之不得不然、非史云五石而夫子改之石五、史云六而夫子改之六說也。穀梁子曰、隕石于宋五、後數、散辭也。六說退飛過宋都、先數、聚辭也。天下之達道五、所以行之者三、其散辭乎。凡爲天下國家有九經、其聚辭乎。初九潛龍、後九也。九二見龍、先九也。世未有爲之說者也。

石無知故日之。然則梁山崩不日何也。鶴微有知之物故月之。然則有鸛鶴來巢不月何也。夫月日之有無、其文則史也。故劉敞謂言是月者、宋不告日、嫌與隕石同日、書是月以別之也。

公・穀之二傳①は之を子夏に受くと相ひ傳ふ。其の宏綱・大指、聖人の深意を得たる者、凡そ數十條あり。然り而して齊魯の間にては、人自ら師と爲りて、窮郷に異多く、曲學は辯多く②、其の穿鑿して以て後人を誤る者も、亦た少なからず。且如へば「宋に

隕石あり五、六說【左氏・公羊は「鶴」に作る】退き飛びて宋都を過ぐ③は、此れ文に臨むの然らざるを得ざるものにて、史の「五石」と云へども而も夫子之を「石五」に改め、史の「六」と云へども而も夫子之を「六說」に改むるには非ざるなり。穀梁子④曰はく「宋に隕石あり五に、數を後にするは散辭なり。六說退き飛びて宋都を過ぐるに、數を先にするは聚辭なり」と。「天下の達道は五、之を行ふ所以の者は三⑤」とは、其れ散辭なるか。「凡そ天下國家を爲むるに九經有り⑥」とは、其れ聚辭なるか。「初九潛龍⑦」は九を後にするなり。「九二見龍⑧」は九を先にするなり。世に未だ之が説を爲す者有らざるなり。

「石には知無きが故に之に日す」と。然らば則ち「梁山崩す⑨」に日せざるは何ぞや。「鶴は微かに知有るの物なるが故に之に月す」と。然らば則ち「鸛鶴來たりて巢くふ有り⑩」に月せざるは何ぞや。夫れ月・日の有無は、「其の文は則ち史⑪」なり。故に劉敞⑫謂ふ「『是の月』と言ふは、宋、日を告げざれば、隕石と同日なるに嫌ひあり。『是の月』と書して以て之を別かつなり」と。

①公穀二傳 『公羊傳』が子夏から伝わることを明言したのは、

後漢の載宏『解疑論』（『公羊疏』所引）に始まり、『穀梁伝』が子夏から伝わることを述べたのは、後漢の應劭『風俗通義』（『經典釋文』所引）がその早い時期ものである。

②窮郷多異、曲學多辯 『史記』趙世家、また『戰國策』趙策に見える。僻遠の地には異なつた習俗が多く、曲学の徒は多弁であるということ。

③宋隕石：宋都 僖公十六年經「春王正月、戊申朔、隕石于宋、五。是月、六鷁退飛、過宋都」。

④穀梁子 『穀梁傳』僖公十六年「先隕而後石何也。隕而後石也。

于宋、四竟之内曰宋。後數、散辭也。耳治也。是月者、決不日而月也。六鷁退飛過宋都。先數、聚辭也。目治也。子曰、石無知之物。鷁微有知之物。石無知、故日之。鷁微有知之物、故月之。君子之於物、無所苟而已。石鷁且猶盡其辭。而況於人乎。故五石六鷁之辭不設、則王道不亢矣。民所聚曰都」。

⑤天下之達道：者三 『禮記』中庸。

⑥凡爲天下國家有九經 『禮記』中庸。

⑦初九潛龍 『周易』乾初九爻辭。

⑧九二見龍 『周易』乾九二爻辭。

⑨梁山崩 成公五年經。

⑩鷁鶴有來巢 昭公二十五年經。

⑪其文則史 『孟子』離婁下篇。春秋經文が史官の記録基づくものであるということ。

⑫劉敞 『春秋權衡』卷十六穀梁僖公十六年の条。文章は少し異なる。「言是月者、宋不告日、嫌五石爲一日、故分別之耳。穀梁本以日月解經、因此以誣聖人、欲後世信之、豈實然乎」。

76 王子虎卒

文公①三年、夏五月、王子虎卒。左氏以爲王叔文公者、是也。而穀梁以爲叔服。按此後文公十四年、有星孛入于北斗。周内史叔服曰、不出七年、宋齊晉之君皆將死亂。成公元年、劉康公伐戎。叔服曰、

背盟而欺大國、此必敗。明叔服別是一人、非王子虎②也。【胡氏仍穀梁之誤】。

*①原文「三」を「四」に誤る。原拠により「三」に改める。

*②集積本「也」字無し。原抄本により補う。

文公三年①「夏、五月、王子虎卒す」。左氏の以て王叔文公と爲すは、是なり。而るに穀梁は以て叔服と爲す。按ずるに此より後、文公十四年②「星孛りて北斗に入る有り」て、周内史叔服曰はく「七年を出でずして、宋・齊・晉の君皆な將に亂に死せんとす」と。成公元年③、劉康公、戎を伐つ。叔服曰はく「盟に背きて大國を欺くは、此れ必ず敗れん」と。明らかに叔服は別にはれ一人にして、王子虎に非ざるなり【胡氏④は穀梁の誤に仍る】。

①文公三年 『左傳』には「夏、四月、乙亥、王叔文公卒。來赴、弔如同盟。禮也」、「穀梁傳」には「叔服也。此不卒者也。何以卒之。以其來會葬我卒之也。或曰、以其嘗執重以守也」とある。

②文公十四年 文公十四年「秋七月、有星孛入于北斗」の『左傳』に「有星孛入于北斗。周内史叔服曰、不出七年、宋、齊、晉之君皆將死亂」とある。

③成公元年 『左傳』成公元年に「春、晉侯使瑕嘉平戎于王。單襄公如晉拜成。劉康公徵戎、將遂伐之。叔服曰『背盟而欺大國、此必敗。背盟不祥、欺大國不義。神人弗助、將何以勝』。不聽、遂伐茅戎。三月、癸未、敗績于徐吾氏。秋、王人來告敗」とある。

る。

④胡氏 『春秋胡氏傳』文公三年。

77 穀梁日誤作日

穀梁傳宣公十五年、中國謹日、卑國月、夷狄不日。其曰澠子嬰兒、賢也。疏解甚迂。按傳文曰字誤、當作其日澠子嬰兒、賢也。【書阜陶謨、思曰贊贊襄哉、呂刑、今爾罔不由慰曰勤、易大畜九三、日閑輿衛、皆當作日。古人曰日二字、同一書法。唯曰若之曰、上畫不滿、與日字異耳。故陸氏釋文、於九經中遇二字可疑者、即加音切。又有一字而兩讀者、如詩豈不日戒、日音越、又人粟反。日爲改歲、日殺羔羊亦然。自古經師所傳、或以爲日月之日、或以爲日若之曰。陸氏兩存、而以其音別之。毛晃以爲一字兩音、而駁其失、誤矣。○史記秦始皇本紀贊、而以責一日之孤、正義曰、日音駟。】

穀梁傳宣公十五年①に「中國は謹みて日し、卑國は月し、夷狄は日せず。其の澠子嬰兒と曰ふは、賢なればなり」とあり。疏解②は甚だ迂なり。按ずるに傳文の「日」字は誤りにて、當に「其の澠子嬰兒に日するは、賢なればなり」に作るべし。【書の阜陶謨の「思曰贊贊襄哉」③、呂刑の「今爾罔不由慰曰勤」④、易の大畜の九三の「日閑輿衛」⑤は、皆な當に「日」に作るべし。古人は「日・日」の二字は、同一の書法なり。唯だ「日若」⑥の「日」は、上畫滿たざるを、「日」字との異とするのみ。故に陸氏釋文は九經中に於て二字の疑ふべき者に遇へば、即ち音切を加ふ。又た一字にして兩讀する者有り。如へば詩の「豈不日戒」⑦には、「日」の音は越、又た人粟の反、「日爲改歲」⑧、

「日殺羔羊」⑨も亦た然り。古より經師の傳ふる所、或は以て日月の「日」と爲し、或は以て日若の「日」と爲す。陸氏は兩存して其の音を以て之を別つ。毛晃⑩は以て「二字兩音」と爲して、其の失を駁するは、誤れり。○史記秦始皇本紀贊⑪の「而以責一日之孤」の正義に曰はく「日」の音は駟」と。】

①穀梁傳宣公十五年 宣公十五年經「六月癸卯、晉師滅赤狄潞氏、

以澠子嬰兒歸」の『穀梁傳』に「滅國有三術。中國、謹日。卑國、月。夷狄、不日。其曰澠子嬰兒、賢也」とある。

②疏解 楊士勛『穀梁疏』に「書日復稱名者、書日以表其賢、書名以見滅國、所謂善惡兩舉也」とある。

③書阜陶謨思曰贊贊襄哉 『尚書』阜陶謨。阮刻本では「日」字。偽孔伝・正義ともに「日」字で解釈している。ただ蔡傳ではすでに顧氏に先立ち、「思曰之曰、當作日」と指摘している。なお偽孔伝の訓みでは「思」字は上に属する。

④呂刑今爾罔不由慰曰勤 『尚書』呂刑。阮刻本では「日」字。阮校には「孔本本作曰字、今定作曰曰。唐石經作日非也」とする。なお通志堂經解本『釋文』には「日勤、上人質反、一音曰」とある。

⑤易大畜九三曰閑輿衛 『周易』大畜九三爻辭。阮刻本では「日」字。『釋文』に「日音越。劉云、日猶言也。鄭人質反、云日習車徒」とある。阮校はこれを踏まえて「按、人質反則當爲日月字」という。なお朱子『本義』にはすでに「日當爲日月之日」といい、さらにこれは『程傳』に基づくもの。

⑥「日若」の「日」は、上畫滿たざるを、「日」字との異とするのみ。故に陸氏釋文は九經中に於て二字の疑ふべき者に遇へば、即ち音切を加ふ。又た一字にして兩讀する者有り。如へば詩の「豈不日戒」⑦には、「日」の音は越、又た人粟の反、「日爲改歲」⑧、

⑥日若 『尚書』に多出する。

⑦詩豈不日戒 『毛詩』小雅采芣篇。阮刻本では「日」字。『釋文』には「日戒 音越、又人栗反」とある。阮校は「唐石經初刻曰、後改日。…箋意是日字」という。

⑧日爲改歲 『毛詩』豳風七月篇。阮刻本では「日」字。『釋文』には「日爲 上音越、下于僞反、一讀上而實反、下如字、漢書作聿爲」とある。

⑨日殺羔羊 『毛詩』豳風七月篇。阮刻本では「日」字。『釋文』には「音越、或人實反、非」とある。

⑩毛晃 宋の毛晃。『增修互注禮部韻略』の毛晃「増注」の「日」字の項。

⑪史記秦始皇本紀贊 『史記』卷六秦始皇本紀贊。『正義』に「日音駟。一日之孤謂子嬰」とある。

【補説】ちなみに『穀梁伝』の「其曰路子嬰兒、賢也」について、阮校には「惠棟云日當爲日」という。

(完)